

第二期四万十町空家等対策計画（案）の意見募集について

本町では、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に基づき、平成27年2月に国から示された「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に即した四万十町空家等対策計画を策定しています。

この度、「四万十町空家等対策計画」が計画期間終了を迎えることから、「第二期四万十町空家等対策計画」の策定にあたり、町民の皆様から広くご意見をいただきたく、意見募集を行います。

1. 意見募集案件

『第二期四万十町空家等対策計画（案）の意見募集について』

2. 意見募集期間

令和8年3月2日（月）～令和8年3月23日（月）

3. 資料の閲覧方法

(1) 閲覧所による閲覧

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 本庁西庁舎1階閲覧所 | ② 大正地域振興局1階閲覧所 |
| ③ 十和地域振興局1階閲覧所 | ④ 興津出張所閲覧所 |

(2) 町ホームページによる閲覧（本ページに閲覧資料を掲載）

4. 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 電子メールの場合

109040@town.shimanto.lg.jp宛てに送信

(3) 郵送の場合（送料はご負担願います。）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場 建設課 宛

(4) F A X の場合

0880-22-5040

(5) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎2階 建設課へお越しくください。

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、上記のいずれかの方法で提出してください。

(電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。)

5. 注意事項

- (1) 募集するご意見は、計画（案）に関するものに限りします。
- (2) ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- (4) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- (5) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

建設課 建築住宅係（担当：坂山・下司）

電話 0880 - 22 - 3120

FAX 0880 - 22 - 5040

E-mail 109040@town.shimanto.lg.jp